

保険毎日新聞「みちくさ保険物語」046

わが国のこども保険（7）徴兵保険の商品設計 その4

連載をお読みの方は、こども保険が未成年を被保険者とする生命保険契約ということをご理解いただいているはずであるが、近年、社会保険としての「こども保険」が提案されている。管見の限り、この提案に対して保険学者から疑問が提示されていないようなので、『共済と保険』誌の9月号で拙論を述べさせていただきたい。あわせてお読みいただければ幸いである。

さて、第一徴兵が昭和11年までには、給付条件の簡潔化と約款の寛容化をおこなっていたことを前回の連載で指摘した。ライバル会社であった富国徴兵の文書によれば、第一徴兵のこの給付条件の簡易化と寛容化は、平均約1割の保険料の値上げによって達成されたものであったらしい。（富国徴兵『徴兵保険問答、富国徴兵保険の約款改正について』昭和15年、5頁）。

昭和11年の第一徴兵の徴兵保険約款の給付条件

| | |
|--|----------|
| 抽籤に由り現役兵として入営したる者（第2条1号） | 保険金全額支払い |
| 籤外徴集に由り現役兵として入営したる者（第2条2号） | |
| 補充兵として教育招集に応じ入営したる者（第2条3号） | |
| 幹部候補生として入営したる者（第2条4号） | |
| 短期現役兵として入営したる者（第2条5号） | |
| 現役志願兵として入営したる者（第2条6号） | |
| 海軍志願兵令に由り志願兵として入団したる者（第2条7号） | |
| 陸海軍の兵籍に編入せられるべき学校に入学したる者（第2条8号） | |
| 前各号の外陸軍補充令に由り見習士官となりたる者又は海軍武官任用令に由り中少尉若しくは少尉候補生となりたる者（第2条9号） | |

出典：第一徴兵保険株式会社「徴兵保険普通保険約款」（昭和11年）

第一徴兵の最大の競争相手であった富国徴兵は、昭和14年現在において、第一徴兵保険に匹敵する約款の寛容化はすすんでいなかった。しかし同社は昭和15年の約款の改正によって、第一徴兵に匹敵する契約内容の寛容化が行われた。

富国徴兵は、販売促進文書「徴兵保険問答」（昭和15年）で、富国徴兵が約款の改正を行い、契約内容の寛容化が行われる旨を宣伝した。この文書では、他社（第一徴兵のこと）が達成した寛容な条件を、同社が保険料の値上げをせずに行うことを強調し、自社の商品の優位性を強調している。

=====

富国徴兵保険相互会社「徴兵保険問答」昭和15年

保険毎日新聞「みちくさ保険物語」046

富国徴兵保険相互会社「徴兵保険問答」昭和15年、5頁

徴兵保険の一番手企業である第一徴兵に対する唯一の挑戦者企業となっていた富国徴兵の約款改訂により、戦時経済下における徴兵保険市場は、両者が二分することになった。それは両社が、日本徴兵や国華徴兵等の中小徴兵保険会社と比較して財務的基盤が堅固になったことばかりでなく、以上に述べた商品上の優位性が確立したためであると考えられる。

戦時期の給付条件は制度上の変更もあって、従来の表現とは異なる点もみられるが、とくに注目すべき変化はその内容であろう。参考までに、昭和16年の第一徴兵の「徴兵保険普通保険約款」から給付条件を作表しておく（昭和17年の約款も同一）。

昭和16年の第一徴兵の徴兵保険約款の給付条件

| | |
|--|----------|
| 兵役法に依り現役兵として入営又は入団したる者（第2条1号） | 保険金全額支払い |
| 陸軍志願兵令又は海軍志願兵令に依り志願兵として入営又は入団したる者（第2条2号） | |
| 陸海軍の兵籍に編入せらるべき学校に入学したる者（第2条3号） | |
| 陸海軍の依託学生、同生徒になりたる者（第2条4号） | |
| 陸軍補充兵令又は陸軍軍医予備員令に依り陸軍の兵籍に編入されたる者（第2条5号） | |
| 海軍武官任用令に依り中少尉又は少尉候補生となりたる者（第2条6号） | |
| 海軍予備員候補者令に依り海軍の兵籍に編入されたる者（第2条7号） | |
| 前各号の外法令に依り陸海軍の兵籍に編入せられたる者（第2条8号） | |

（出典）第一徴兵保険株式会社「徴兵保険普通保険約款」（昭和16年、17年）

第一徴兵保険株式会社「徴兵保険証券」昭和16年

以上において確認された保険金の給付条件の変化は、徴兵制の制度的変更と市場的競争要因によって生じたものであると推定される。とくに富国徴兵の設立とその業績の急成長が、徴兵保険約款が契約者により寛容となる傾向を推し進めたものと推測される。

徴兵保険の約款を限られた史料であるが包括的に比較する中で明らかになったことは、昭和初期において保険金の給付条件以外の点にもいくつかの変化が見られたことである。具体的にいえば、契約者貸付、払済保険への転換制度、保険料の払込猶予期間の設定、および復活契約などが、各社の保険約款に盛り込まれた。これらの変化は、徴兵保険が徴兵保険市場の内部の競争ばかりでなく、こども保険を販売する中小保険会社との競争を意識し始めた証拠であると解釈できる。普通生命保険で可能なことは、徴兵保険にも積極的に取り入れるという姿勢がそこに認められるのである。

続いて、徴兵保険の一番手企業であった第一徴兵と他の追随企業との約款の相違をいくつか指摘しておきたい。第一徴兵の明治44年の保険約款において「保険金削減規定」(20条)が定められていた。この規定は、保険給付条件が徴兵制度に依存しているため、制度の大きな変更ともなう保険金支払いの増大に対応したものであった。この規定は、富国徴兵を除く他の徴兵各社の約款にも記載されている。これは、富国徴兵が相互会社であったことから、定款による保険金削減が可能であったため、わざわざ保険約款に記載しなかったものと考えられる。なお第一徴兵の昭和11年の保険約款には、「保険金削減規定」に加えて、「入営率が著しく減少」した場合には、保険金を増額する旨を規定している(同25条)。この規定は、唯一相互会社形態をとっていた徴兵保険会社である富国徴兵を意識した規定ではなかろうか。戦時期の約款では、不思議なことに、「保険金削減規定」あるいは「増額規定」にかかる条文は見られなくなった(第一徴兵保険株式会社「徴兵保険普通保険約款」昭和17年)。さらに第一徴兵は、株式会社であっても契約者に対する利益配当を行う旨を約款に明記した(同上約款、第30条)。

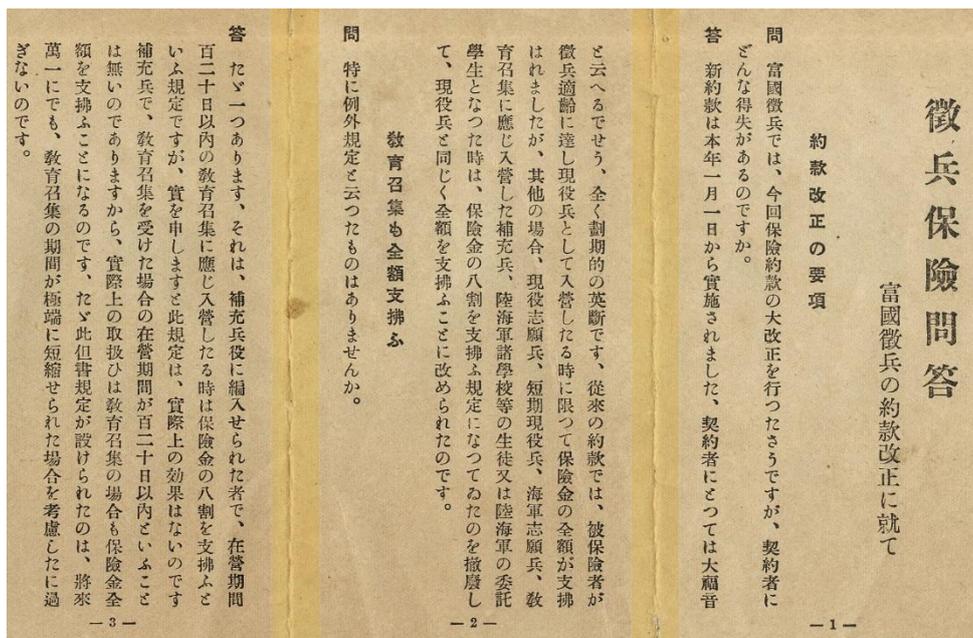
特に大きな意味はないかもしれないが、「保険契約の無効」規定において、第一徴兵と他社の間に次のような相違があった。第一徴兵の約款では、保険料不払いと被保険者の失踪宣告を契約無効の要件として掲げている(明治41年、44年および大正7年)。昭和2年の約款以降では、二つの要件のうち失踪宣告が消えて保険料不払いのみとなっている。これに対して、他社の約款では、保険契約の無効は、保険料不払いと被保険者の国籍喪失という二つの要件をあげている。第一徴兵の約款から、失踪宣言という要件が消えたのは、他社同様に失踪宣告の場合は被保険者の死亡とみなし、既払保険料払戻で応じるようになったためであろう。これに対して、第一徴兵にあっては、他社が昭和10年代になっても要件としていた国籍喪失という要件を盛り込むことをしなかった。実務的には大きな問題はなかったと思われるが、約款に規定がないかぎり、国籍喪失者に対しては、既払保険料の返還という対応をしていたものと思われる。

徴兵保険をはじめとする子供を被保険者とする生命保険は、昭和期に大きく伸長した。すでに述べたように簡易保険も昭和6年から小児保険の販売を開始した。その結果、小児保険のように養老保険の要素がつよい「こども保険」から、死亡保障がほとんど行われないう生存保険まで様々な生命保険が、こどもを被保険者として契約された。

このことは、戦後の生命保険市場において、簡易保険の学資保険ばかりでなく、民間生

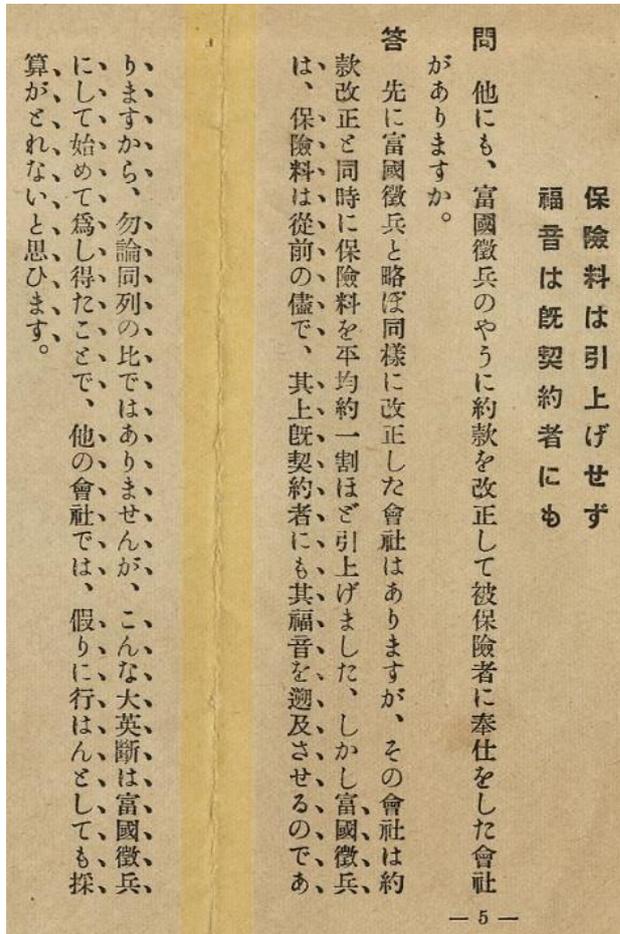
保もこどもを被保険者とする生命保険を販売する慣行を浸透させた重要な要因となった。子供を被保険者とする同意のない契約については、保険金殺人を連想させ、非常に危険な商品に思われがちであるが、日本の保険市場の経験と保険契約者の成熟度が高かったために「こども保険」が普及したことに留意する必要がある。今回の連載では、保険商品の内容を示す保険約款の展開を各社比較して検討することによって、こども保険のひとつである徴兵保険市場の存在意義を明らかにした。

富国徴兵保険相互会社「徴兵保険問答」昭和 15 年



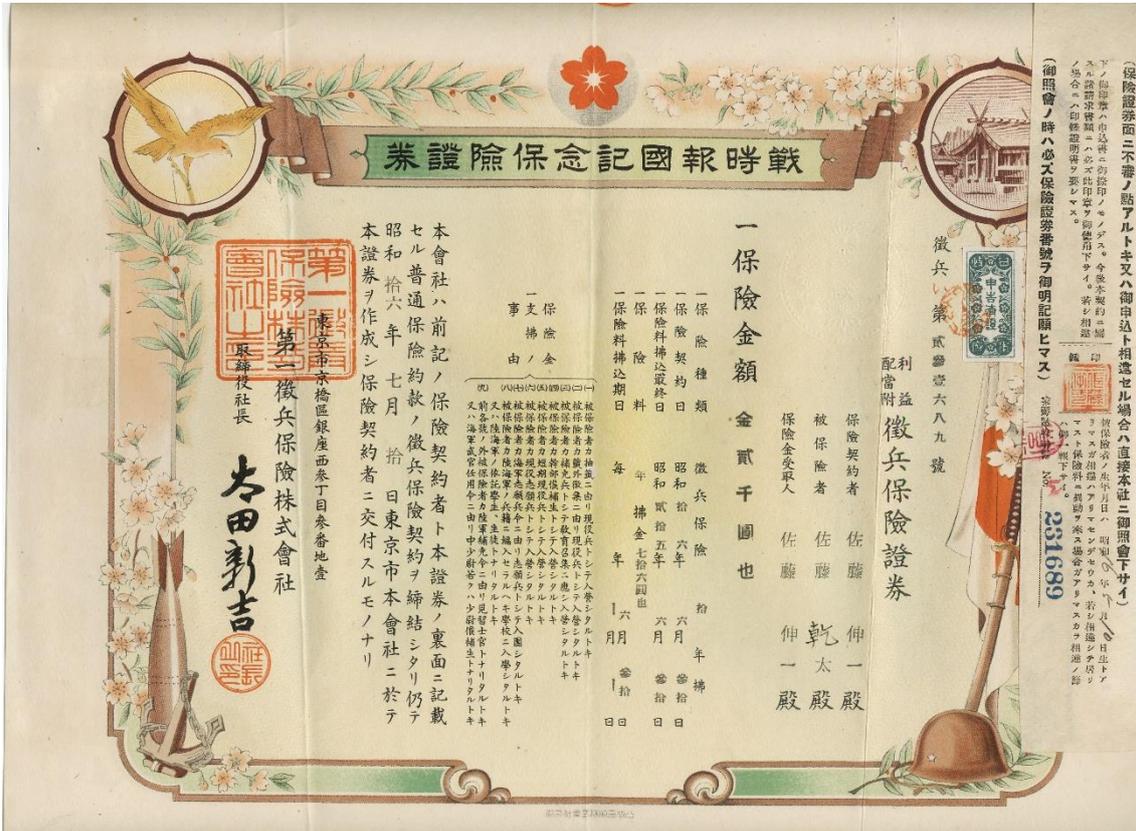
富国徴兵は、『徴兵保険問答』を印刷して、昭和 15 年におこなつた約款の大改正を宣伝した。

富国徴兵保険相互会社「徴兵保険問答」昭和15年, 5頁



「徴兵保険問答」の中で会社名は明らかにしていないが、第一徴兵に対する対抗心をあらわにしている。

第一徴兵保険株式会社「利益配当付徴兵保険証券」昭和16年



戦時期の徴兵保険証券は、軍事的なデザインをほどこすものが多かった。本証券も「戦時報國記念保険証券」と書かれており、徴兵保険への加入がお国のためになるということを正当化している。